

IFRS任意適用企業の開示分析

III

収益認識、金融商品、公正価値など 注記情報の開示状況

IFRSでは、一般に日本基準における開示と比べて定性的情報と定量的情報のいずれも注記の分量が増加するといわれる。では具体的にどのような開示が増加するのであろうか。本章では、IFRSにおいて特徴的であると考えられる注記について解説する。

IFRS15号に係る開示

2014年5月にIFRS15号「顧客との契約から生じる収益」⁽²⁾が公表され、2017年6月末時点では3社が早期適用している。IFRS15号では顧客との契約から生じる収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することが求められる(IFRS15号

110項)。そして、この目的を達成するため、企業は、次のすべてに関する定量的情報および定性的情報を開示しなければならないとされている。

- (1) 顧客との契約
- (2) 当該契約に本基準を適用する際に行った重要な判断および当該判断の変更
- (3) 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

⁽²⁾ 2018年1月1日以後開始する事業年度からの適用が求められている。なお、早期適用は認められる(IFRS15号C1項)。

(1) 顧客との契約

「顧客との契約」に関しては、顧客との契約から認識した収益、および顧客との契約から生じた債権等について認識した減損損失を開示しなければならない(IFRS15号113項)。

また、①収益の分解、②契約残高、③履行義務、④残存履行義務に配分した取引価格についての開示が求められている。

① 収益の分解

顧客との契約から認識した収益を、収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解し、かつ、報告セグメントにおける収益情報との間の関係を理解できるようにしなければならない(IFRS15号114項、115項)。収益を分解するために用いる区分の種類を選択する際には、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように表示されているのかを、次のすべてを含めて考慮する(IFRS15号B88項)(開示例1)。

(a) 財務諸表の外で表示されている開示(たとえば、決算発表、年次報告

- 書、投資家向けの発表において)
- (b) 最高経営意思決定者が事業セグメントの財務業績を評価するために定期的に検討している情報
- (c) 他の情報のうち、前記(a)および(b)で識別された種類の情報に類似し、企業または企業の財務諸表の利用者が企業の財務業績の評価または資源配分の決定を行うために使用するもの

② 契約残高

顧客との契約から生じた債権等についての期首残高および期末残高、当報告期間に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたもの、および当報告期間に過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の開示が求められる(IFRS15号116項)(開示例2)。

また、履行義務の充足の時期がどのように通常の支払時期に関連するかの説明、報告期間における契約資産および契約負債の残高の重大な変動の説明が求められる(IFRS15号117項、118項)。

③ 履行義務

企業が履行義務を充足する通常の時点、重大な支払条件、企業が移転を約束した財またはサービスの内容等に関する情報の開示が求められる